

平成29年度事業計画

今年、英国のEU離脱や米国のトランプ大統領誕生によって、世界の平和並びに経済の先行きに期待と不安が同居する幕開けとなりました。

政府では、少子高齢化に歯止めをかけ、誰もが活躍する場所があり、将来に夢や希望が持てる「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みや、高齢者が安心して働き続けられる「生涯現役社会」の構築を図るための環境整備等の取り組みを検討しております。

このような情勢のなか、当センターとしては、土浦市が、本年4月から取り組む介護予防・日常生活支援総合事業への参画や空き家対策など新たなニーズ等への参画さらには企業への派遣契約開拓など高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保、さらには厚生労働省から昨年9月末に示された『適正就業ガイドライン』（10日/月・20時間/週）をベースとして就業環境の整備に重点的に取り組んでまいります。

以上のことを実現してゆく為、以下の6つの基本方針に基づき、会員・役員・職員一丸となって事業を推進してまいります。

1. 基本方針

- 1) 会員の拡大と育成
- 2) 就業機会の確保と拡充
- 3) 普及啓発活動の推進
- 4) 第三期指定管理者事業の円滑な推進
- 5) 安全・適正就業の推進
- 6) 組織体制並びに今後の活動強化

2. 事業計画

1) 会員の拡大と育成

- ア 会員対策委員会による就業機会の拡大を目指します。
- イ 会員募集チラシを刷新し、市内全戸に配布いたします。
- ウ 入会説明会の充実及び入会希望者研修会を定期的を開催するとともに、新たに地区別説明会に取り組むなど会員拡大を図ります。

エ 会員のスキルアップを図り、顧客の満足度をあげるため、接遇講習会及び各種講習会を計画的に実施します。

2) 就業機会の確保と拡充

ア 就業開拓委員会による企業等の訪問活動を積極的に進め、新たな就業先の開拓に努めます。

イ 厚生労働省助成の一環として一般労働者派遣事業への切り替えと契約拡大の推進に努めます。

ウ 土浦市が平成29年4月より開始する、介護予防・日常生活支援総合事業における取り組みとして、緩和型訪問サービスに着手します。

エ ワークシェアリングを継続して実施し、就業の分かち合いやローテーション等による適正な就業と公平な就業機会の確保に努めます。

オ 平成28年9月に厚生労働省から示された「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づく、適正就業（月10日以内または週20時間未満就業）の更なる周知徹底を図ります。

3) 普及啓発活動の推進

ア 広報委員会による広報活動の推進を図り、会報「シルバーつちうら」を年3回発行いたします。

イ センターの魅力を積極的に発信するためホームページの充実を図り、適時な情報提供に努めます。

ウ チラシ・リーフレットを公共機関等へ常設し、シルバー事業のPRに努めます。

エ 会員各位の口コミや市広報紙等を有効活用し、就業開拓やイメージアップに努めます。

オ 公益社団法人として、より地域に密着したボランティア活動を展開し、市民へのアピールに努めます。

4) 第三期指定管理者事業の円滑な推進

土浦市自転車駐車場の円滑な管理運営と安全管理の遂行に努めます。

5) 安全・適正就業の推進

- ア 安全適正就業委員会による安全パトロールを年3回実施すると共に、安心して作業できる環境づくりを目指します。
- イ 職群班ごとに部会を開催し、事故防止のための協議・指導を行い、安全就業最優先の徹底を図ります。
- ウ 契約内容と就業実態との相違を確認し、請負・委任・派遣として正しく守られているかコンプライアンス（法令遵守）に依る適正就業に努めます。
- エ 就業している会員には、特定健康診査（特定健診）等の受診を徹底するとともに、健康への適正な自己管理を行うよう指導に努めます。

6) 組織体制並びに今後の活動強化

- ア 経営戦略会議における「中・長期計画」の策定と実行に努めます。
- イ 役職員をはじめ全会員による組織の活性化を目指します。
- ウ 公益社団法人として法令を遵守し、経費削減等による効率的な財政運営に努めます。